

(案)

福岡市観光振興条例の施行状況に関する
検討委員会報告書

令和 5 年 8 月

福岡市観光振興条例の施行状況に関する検討委員会

目 次

第 1 はじめに.....	1
第 2 宿泊税を財源とする観光施策について.....	2
第 3 宿泊税について.....	19
第 4 おわりに.....	21
参考 1 福岡市観光振興条例の施行状況に関する検討委員会 委員名簿.....	25
参考 2 福岡市観光振興条例の施行状況に関する検討委員会 設置要綱.....	26
参考 3 福岡市観光振興条例（平成 30 年福岡市条例第 55 号）.....	27

第1　はじめに

福岡市の産業は、サービス業や小売業などの第三次産業が約9割を占めており、都市の成長を図るために、交流人口の増加による経済の活性化が必要となる。特に、観光・MICE産業による経済活動は、その裾野が広く都市全体が成長していく原動力となり得る。

福岡市では、平成30年に福岡市議会（有志議員）により、今後の観光振興の方向性やその財源について、受益と負担の関係、安定的な確保等の様々な観点から検討が行われ、同年9月に「福岡市観光振興条例」が可決・成立した。令和元年6月には、宿泊税の課税要件等を規定した「福岡市宿泊税条例」が可決・成立し、これらの条例は、令和2年4月1日から施行されている。条例の施行以降、福岡市では、観光振興条例に定める基本理念にのっとった施策を、宿泊税を財源として実施することで、観光振興が推進されている。

福岡市観光振興条例の附則では、条例の施行後3年を経過した場合に、条例の施行状況について検討を行うよう定められていることから、福岡市は同条例の施行状況の検討を行うため、「福岡市観光振興条例の施行状況に関する検討委員会（以下、「本検討委員会」という。）」を設置した。

本検討委員会では、福岡市の観光を取り巻く現状や宿泊事業者の意見を踏まえながら、これまで実施してきた観光施策の成果や今後実施すべき観光施策の方向性、これらの財源となる宿泊税について議論を進め、福岡市観光振興条例の施行状況について検討を行った。

第2宿泊税を財源とする観光施策について

1 これまでの観光施策の成果

(1) 観光・MICE 推進プログラムに基づく観光施策の成果

福岡市ではこれまで、福岡市観光振興条例（以下「条例」という。）に定める基本理念を踏まえた観光振興を推進するため、条例に定める「市長が講ずる施策」について、その取組みの方向性を示した「観光・MICE 推進プログラム（以下「プログラム」という。）」（令和2年度～令和4年度）を策定し、3つの方向性に沿った施策を推進してきた。

方向性1 「九州のゲートウェイ都市機能強化」

【1-1 MICE施設をはじめとする都市機能強化】

- マリンメッセ福岡B館を整備することで、供給不足による機会損失の解消と将来の需要回復を見据えた都市機能強化が進んだ。
- 観光客や市民が立ち寄る店舗やサービス提供施設に対して感染対策を支援し、安全安心に配慮したまちづくりを促進した。

【1-2 市発着の九州周遊観光の推進】

- 九州の自治体等と連携し、歴史・自然・食などのテーマを設定した九州周遊観光の魅力をホームページやSNSなどで発信した。
- 福岡都市圏の自治体等と連携し、福岡市内に宿泊する修学旅行やバスツアーの受入れ等に取り組んだ。
- 公衆Wi-Fiスポットを観光関連施設や地下鉄駅等で拡充し、広域観光情報の発信を行うなど、観光客や市民の利便性向上を図った。

【1-3 デジタルマーケティングによる観光振興の強化】

- ビッグデータを活用した人流動態や興味関心を分析し、市内観光関連事業者向けセミナーを開催することで、ビジネスチャンスに繋がる取組みを進めた。

〔成果事例〕マリンメッセ福岡A館B館併用催事の開催

マリンメッセ福岡B館の整備により、マリンメッセA館B館を併用した大規模な催事が可能となった。マリンメッセ福岡B館の供用が開始された令和3年度から令和4年度までに、両館を併用して開催された催事は9件、合計入場者数は約15万人となっている。



〔「モノづくりフェア 2022」会場内の様子〕

方向性2 「2020年以降の大型MICE開催等の集客拡大への対応」

【2-1 大型MICEでの魅力発信と更なるMICE誘致】

- MICE主催者や施設に対してハイブリッド開催等に係る支援を実施し、受入環境の充実を図った。
- MICE開催におけるSDGsに資する取組みの支援や、オンラインを活用したセールス活動及び誘致活動を実施し、国内外のMICEを誘致した。

【2-2 集客拡大に伴う受入環境の充実】

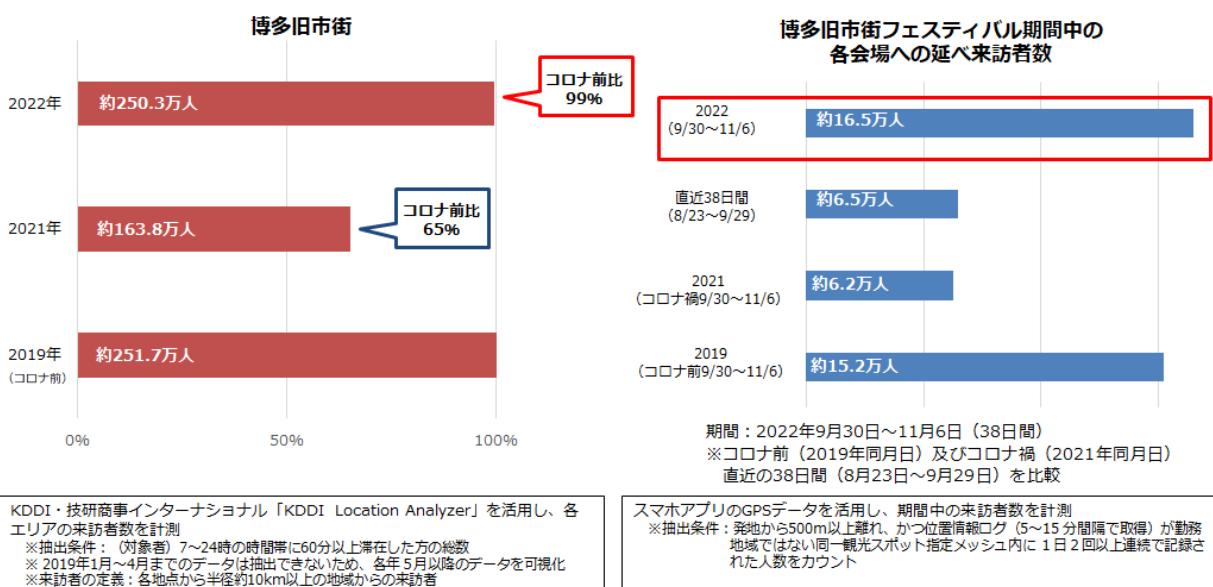
- 世界水泳選手権に向けた来訪者向けサイトの制作や、多言語対応の飲食店等を「おもてなし店舗」として認証し、情報発信を行った。
- ヴィーガンセミナー等の実施により食のユニバーサル対応を促進した。

【2-3 歴史・文化資源を活用した観光振興】

- 「博多旧市街プロジェクト」におけるまちなみ装飾の灯籠設置や、福岡城の夜間照明の整備、生の松原元寇防塁の駐車場整備など、エリア観光の推進を図った。
- 「Fukuoka Art Next」と連携した取組みにより、文化観光の推進を図った。

〔成果事例〕博多旧市街プロジェクトの来訪者数

博多旧市街プロジェクトにおける取組みにより、令和4年の博多旧市街の来訪者数は、コロナ前（令和元年）並みに回復している。博多旧市街フェスティバルについても、実施期間の来訪者数は直近期間の2倍以上、コロナ前の同期間と比較しても増加しており、取組みの効果が出ているものと推察される。



方向性3 「地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進」

【3-1 観光産業の生産性向上】

- 宿泊施設におけるポストコロナを見据えた非対面・非接触などの設備や高付加価値機能の導入を支援し、安全安心の推進と宿泊事業者の生産性向上を図った。
- 新たな宿泊需要の喚起に繋がるプラン（テレワークプラン、電動レンタルサイクル付き宿泊プラン等）の造成・販売を支援した。

【3-2 自然など地域資源を活かした観光振興】

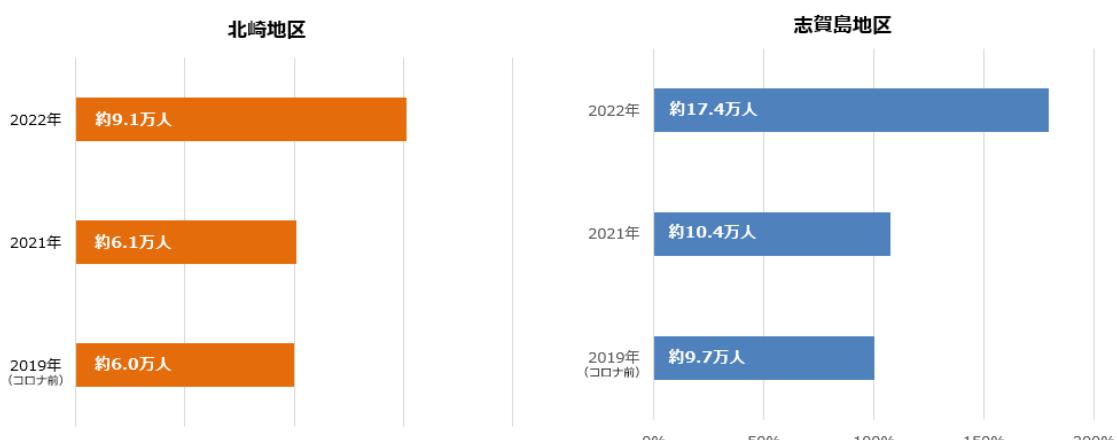
- 「Fukuoka East & West Coast プロジェクト」において、歩道の美装化や無電柱化（北崎地区）、サイクルラックや観光案内板等の設置（志賀島地区）などにより、サイクルツーリズムの推進とエリアの魅力向上に取り組んだ。
- ワークーションの推進に向け、共働して取り組むパートナーを募集するとともに、専用サイトで情報発信を行うなど、ビジネスによる旅行需要の喚起を図った。

【3-3 観光と市民生活との調和】

- 地下鉄博多駅及び天神駅におけるエスカレーター及びエレベーターの整備などを実施し、観光客や市民の利便性向上を図った。
- サステナブルツーリズムを推進するためのセミナーの開催及びCO₂排出量抑制や環境保全に資するモデルツアーを実施し、観光関連事業者のSDGs貢献への機運醸成を図った。

〔成果事例〕 Fukuoka East & West Coast プロジェクトの来訪者数

令和4年の来訪者数は、コロナ前（令和元年）と比較し、北崎地区は約1.5倍、志賀島地区は約1.8倍と増加しており、取組みの効果が出ているものと推察される。



KDDI・技研商事インターナショナル「KDDI Location Analyzer」を活用し、各エリアの来訪者数を計測

※抽出条件：（対象者）7～24時の時間帯に60分以上滞在した方の総数

※2019年1月～4月までのデータは抽出できないため、各年5月以降のデータを可視化

※抽出範囲：北崎（夫婦岩～ジハングンまでの海沿い周辺）・志賀島（志賀島渡船場～志賀海神社周辺）

※来訪者の定義：各地点から半径約10km以上の地域からの来訪者

〔参考〕福岡市観光振興条例（抜粋）

（基本理念）

- 第2条 観光振興に当たっては、本市が有史以前から大陸との交流窓口並びに外交及び貿易の拠点として世界とつながっており、独自の文化及び個性を育んできた国際交流都市であることを認識しなければならない。
- 2 観光振興は、余暇活動（余暇を利用して、学習、教育、娯楽、保養等の目的で活動することをいう。）、事業活動、会議、研修、運動競技等様々な目的を有する旅行者の来訪及び交流を促進するものであることを認識しなければならない。
- 3 観光振興に当たっては、それが様々な産業に幅広く波及効果をもたらすものであり、本市経済の活性化に寄与し、あわせて市民が利益を享受するものであることを認識しなければならない。
- 4 観光振興に当たっては、集客交流が新しい事業機会の創出、イノベーションの創出（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第5項に規定するものをいう。）、本市の知名度の向上、地域経済の活性化等新たな価値を生み出すものであることを認識しなければならない。
- 5 観光振興に当たっては、市民が誇りと愛着を持つことができる地域社会の発展を通して観光振興を推進することが、豊かな市民生活の実現のために重要なことを認識しなければならない。
- 6 観光振興に当たっては、法令等を遵守した公正な競争の下における観光振興が重要であることを認識しなければならない。
- 7 観光振興は、九州の玄関口としての福岡市の役割を認識し、九州内の地方公共団体との連携を図ることを旨として、行われなければならない。
- 8 観光振興は、旅行者が安心して、安全かつ快適に過ごすことができるようになることを旨として、行われなければならない。この場合においては、市民生活との調和に配慮するものとする。

福岡市においては、プログラムに基づいた観光施策が実施されており、宿泊税を活用して、条例に定める基本理念に基づいた観光振興が推進されている。また、これらの取組みによる成果が一定程度出ているものと考えられる。

■ 委員からの主な意見 ※第1回検討委員会まで

- ・コロナ下においては、宿泊施設の衛生対策や生産性向上等の支援してもらい、受入体制の充実を図ることができた。
- ・これまで宿泊税を活用して取り組んできた事業や成果について、市民や宿泊事業者にわかりやすく示していく必要がある。特に、納税者である観光客への説明が必要な宿泊事業者に理解が得られるよう、引き続き周知をお願いしたい。

(2) 宿泊事業者の評価

宿泊事業者は特別徴収義務者として、納税者である宿泊客から宿泊税を徴収する事務を担っており、福岡市の観光行政と密接な関係にあることから、全宿泊事業者を対象としたアンケート調査を実施した。

① 観光施策の評価

宿泊税を活用した観光施策の評価について問う項目では、「とても評価できる」、「評価できる」と回答した事業者（以下「施策を評価した事業者」という。）の割合が、各施策とも6割を超えており、いずれの施策についても概ね評価されているものと考えられる（特に評価された施策については、参考資料2－1参照）。

施策を評価した事業者の割合は、「『博多旧市街プロジェクト』などの歴史・文化資源を活用したエリア観光の推進」が80.6%、「博多駅筑紫口のエスカレーター設置や観光地周辺の公衆トイレの洋式化などによる受入環境の整備」が74.1%、「ビッグデータを活用した効果的なプロモーションやホームページや動画での情報発信等による観光客の誘致」が73.9%であり、歴史・文化を活かした観光振興や、観光客や市民の利便性向上に資する施策の評価が高かった。

② 観光施策の認知度

各施策の認知度について調査したところ、事業について「よく知っている」、「知っている」と回答した宿泊事業者（以下「施策を認知している事業者」という。）の割合は、1割から5割と施策によって結果が分かれた。

「多言語対応や感染症対策など宿泊施設の受入環境整備や生産性向上のための支援」や「博多駅筑紫口のエスカレーター設置や観光地周辺の公衆トイレの洋式化などによる受入環境の整備」については、施策を認知している事業者の割合が約5割であった一方で、「修学旅行の誘致・受入支援や九州・都市圏の自治体と連携した市発着の周遊観光の推進」は10.8%、「ビッグデータを活用した効果的なプロモーションやホームページや動画での情報発信等による観光客の誘致」は13.1%であった。

認知度については、引き続き、観光客や市民、宿泊事業者に対し、わかりやすい形で発信していく必要がある。

[参考]宿泊事業者アンケートの結果

【概要】

対象：福岡市内の全宿泊事業者 491 件

※旅館業又は住宅宿泊事業を営む者が対象

※複数の宿泊施設を経営している者は1件で依頼

期間：令和5年6月15日～令和5年7月21日

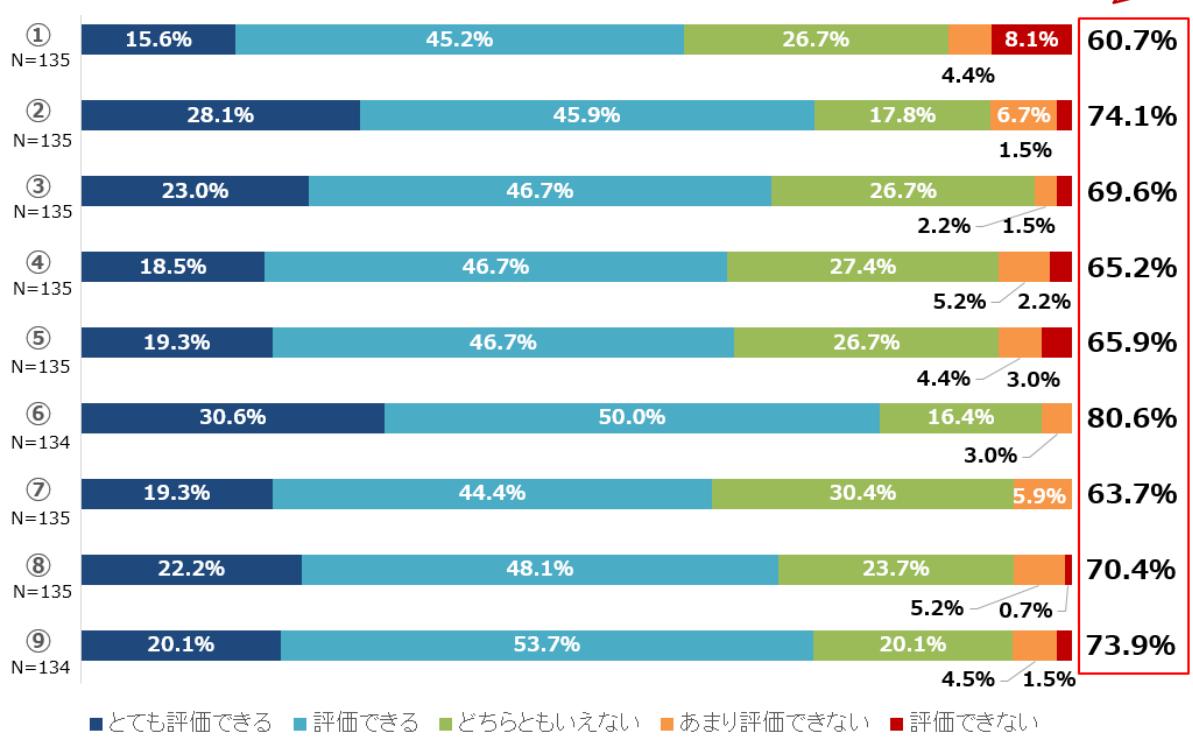
回収実績：137 件 (27.9%)

▶ 質問項目

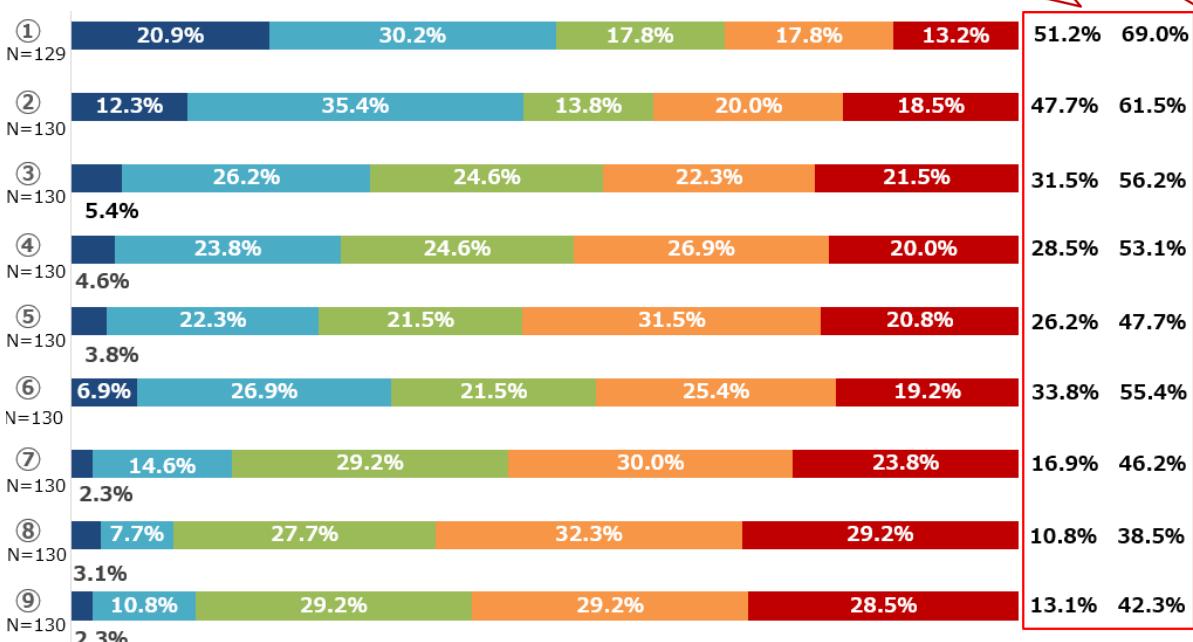
※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100とならない場合がある

①	多言語対応や感染症対策など宿泊施設の受入環境整備や生産性向上のための支援
②	博多駅筑紫口のエスカレーター設置や観光地周辺の公衆トイレの洋式化などによる受入環境の整備
③	世界水泳の歓迎演出や市内店舗の多言語化・キャッシュレス化による観光客等の利便性向上
④	国際競争力を高め都市機能を強化するためのMICE施設等の整備
⑤	展示会などのMICE誘致による地域経済の活性化やビジネス・イノベーション機会の創出
⑥	「博多旧市街プロジェクト」などの歴史・文化資源を活用したエリア観光の推進
⑦	「Fukuoka East & West Coastプロジェクト」などの自然や地域資源を活かしたエリア観光の推進
⑧	修学旅行の誘致・受入支援や九州・都市圏の自治体と連携した市発着の周遊観光の推進
⑨	ビッグデータを活用した効果的なプロモーションやホームページや動画での情報発信等による観光客の誘致

▶ 観光施策の評価



▶ 観光施策の認知度



③ 今後取り組んでほしい施策

宿泊事業者アンケートにおいて、宿泊税を活用した取組みに期待すること、取り組んでほしいことについて意見を求めたところ、「受入環境にかかる施設整備」や「宿泊施設への支援」、「インバウンド受入環境整備」に関する意見が多く寄せられた〔参考資料2－2〕。令和4年10月以降、国の水際対策の緩和等により、外国人入国者が増加していることから、受入環境の整備に関する意見が多く集まつたものと考えられる。

また、「中心部以外のホテルでは、施策の恩恵を受けにくく、むしろ中心部の一極集中を招くので不公平感が強い。」「もっと事業者に目を向けた活用を期待する。」といった意見も一部あり、観光による効果を地域の隅々にまで波及させるような取組みが必要とされている。

■ 委員からの主な意見 ※第1回検討委員会まで

(第2回検討委員会で出された委員意見を記載)

2 福岡市の観光を取り巻く現状

福岡市の入込観光客数については、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅に減少したものの、令和4年以降については、国の水際対策の見直し等により、外国人入国者数が順調に回復しており、ホテル旅館の客室稼働率（年平均）も回復傾向にあることから、入込観光客数の回復が期待される。

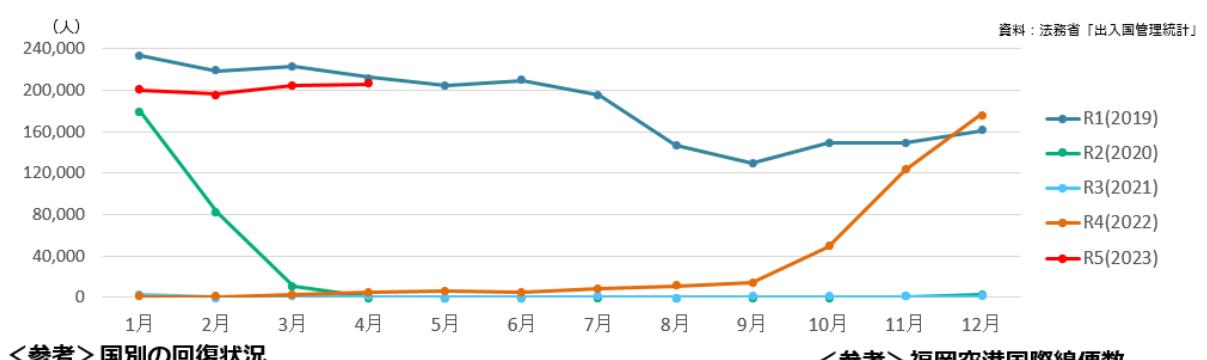
コロナからの回復に向け、しっかりと観光施策に取り組んでいく必要がある。

[参考] 福岡市の観光を取り巻く状況

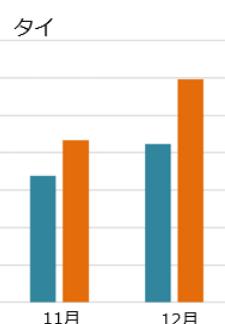
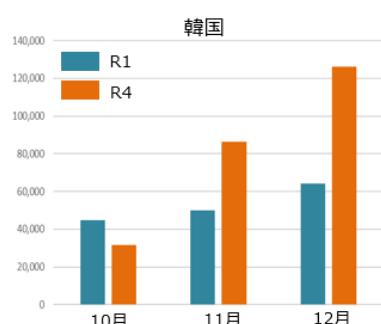
➤ 福岡市における入込観光客数（推計）の推移



➤ 福岡市の外国人入国者数（福岡空港・博多港）の推移



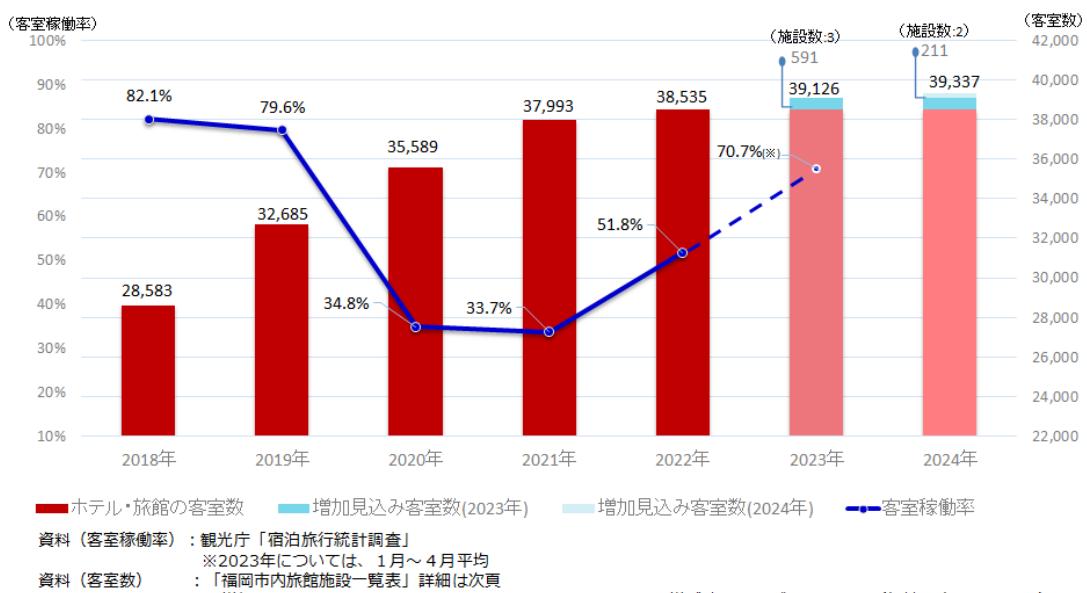
<参考> 国別の回復状況



<参考> 福岡空港国際線便数

2019年8月
1,708便
↓
2023年4月
1,315便
※ 77.0%まで回復

➤ ホテル・旅館の客室数及び客室稼働率の推移



3 今後必要となる観光振興施策と事業規模

(1) 宿泊税を充当すべき事業

宿泊税は、福岡市観光振興条例に基づく施策に要する費用に充てることとされていることに加え、行政需要の増加に対し、安定的な財源を確保する観点から導入された経緯を踏まえ、宿泊税導入前から取り組んできた既存事業へ単純に充当するのではなく、①新規事業、②既存事業の拡充、③新規事業又は拡充した既存事業の継続、④その他予見することが難しく、緊急性かつ必要性が認められる事業へ充当されている。今後も福岡市の観光・MICEを推進するため、上記①～④の事業に充当されることが適当であると考える。

(2) 今後必要となる観光施策

福岡市では、旧プログラム（令和2年度～令和4年度）の残された課題や新型コロナウイルス感染症等による社会情勢の変化を踏まえ、「コロナからの回復に向けた取組み」及び「持続可能な観光・MICEへの取組み」を進めるための方向性を示した新プログラム（令和5年度～令和7年度）を策定している〔参考資料2-3、2-4〕。

宿泊事業者アンケートでは、宿泊税を活用した取組みに期待すること、取り組んでほしいこととして、「受入環境にかかる施設整備」や「宿泊施設への支援」、「インバウンド受入環境整備」等に関する意見が寄せられていることから、これらの意見も踏まえつつ、新プログラムを推進していくことが望ましい。

また、市民や宿泊事業者の理解を得ることは、観光・MICEを推進するにあたり重要であり、「地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進」については、しっかりと取り組む必要がある。中でも、近年、観光関連事業者の人材不足が課題となっていることから、宿泊事業者への支援として「人材確保」への対応に力を入れていく必要があると考える。

■ 委員からの主な意見 ※第1回検討委員会まで

- ・観光振興に寄与する人材の確保・育成に取り組んでほしい。特に人材不足の観点から確保には力を入れていくべき。
- ・福岡市を拠点に、市内に1泊して周遊いただけるよう、地域の食や歴史・文化、自然を活かした観光資源の発掘・魅力向上に取り組んでいただきたい。
- ・ホテル・旅館業界としては「地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進」にしっかりと宿泊税を充てて取り組んでほしい。宿泊施設の声を聞いてきめ細やかな施策を実施すべき。
- ・福岡市を観光・MICE都市とするにあたって、「地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進」は重要。福岡は住みやすい街という1つのブランドがあるので、観光振興が進むことによってこのブランドが傷つくことがないよう、市民生活と調和した施策が必要である。

(3) 行政需要の試算

本検討委員会では、今後、新プログラムに定める方向性を踏まえた観光施策が必要であるとの考えのもと、宿泊税を活用して実施すべき事業（行政需要）について試算を行った。

試算の結果、福岡市においては、今後も取り組むべき観光施策（行政需要）が見込まれるため、引き続き、財源としての宿泊税は必要であると考える。

実 施 事 業	平年の事業費
(1) 九州のゲートウェイ都市機能強化	約9億円/年
・九州広域連携による誘客 ・福岡型ワーケーションの推進 ・高付加価値旅行の推進による誘客	・修学旅行等による都市圏周遊の推進 ・国内を代表するMICE拠点の形成 ・デジタルマーケティングを活用した回遊分析 など
(2) MICE都市としてのプレゼンス向上	約2億円/年
・ポストコロナMICE誘致強化・支援	・国際大会にあわせた受入環境の充実 など
(3) 地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進	約27億円/年
・博多旧市街プロジェクト ・福岡城における観光振興 ・宿泊事業者受入環境充実の支援 ・商店街における地域観光連携 ・観光産業の活性化に向けた推進体制強化 ・都心部のリバーフロントを活かした賑わい創出	・Fukuoka East & West Coast プロジェクト ・鴻臚館整備・活用 ・観光地におけるマナー啓発・受入環境改善 ・博物館リニューアル ・海づり公園を活用した北崎地区活性化 など
(4) 宿泊税の賦課徴収に要する経費	約1億円/年
合 計	約39億円/年

※事業費については、現在実施されている観光施策の状況や今後の見通しを踏まえて試算したものであり、新たな行政需要などにより、変動することが想定される。

※事業実施にあたっては、

- ・観光・MICEを取り巻く状況や税収見込に応じて、各年度の予算編成時に検討していく
- ・宿泊税以外の財源（国庫補助金等）の活用を含め検討していく

■ 委員からの主な意見 ※第1回検討委員会まで

- ・コロナからの回復にあたる大事な時期であり、今後も取り組むべき観光施策があることを考慮すると、引き続き財源としての宿泊税は必要。しっかりと成果を見る化しながら観光振興を推進するべき。

[参考資料2－1]宿泊事業者アンケートの結果

➤ 特に評価できる施策とその理由（主な意見）

① 多言語対応や感染症対策など宿泊施設の受入環境整備や生産性向上のための支援（12件）

- 個々で導入するには、金額が大きすぎるので、支援いただいたことで受入環境も整い、お客様も働く側も安心を手に入れることができた。
- 海外需要も戻ってきており宿泊需要が高い中、人員不足の課題がある。生産性向上の支援は非常にありがたい。
- 宿泊事業者に還元されている感がある。

② 博多駅筑紫口のエスカレーター設置や観光地周辺の公衆トイレの洋式化などによる受入環境の整備（21件）

- 福岡に来られる旅行客や住んでいる方々、全ての方に快適になり福岡全体としてプラス要因である。
- 和式トイレの使用は海外の人には難しいため、観光地等の洋式化をすすめてほしい。きれいで清潔なトイレは海外からの評価が高い。
- 福岡に限らずバリアフリー対応がまだまだという印象。もっと広げてほしい。

③ 世界水泳の歓迎演出や市内店舗の多言語化・キャッシュレス化による観光客等の利便性向上（8件）

- 市内店舗の多言語化・キャッシュレス化による観光客等の利便性向上は評価できる。
- インバウンドを取り込むにあたって有効。
- 印象アップにより、福岡市自体のブランディングに繋がる。

④ 國際競争力を高め都市機能を強化するためのMICE施設等の整備（7件）

- 国内を代表するMICE拠点にしていただき、定期的なMICE開催により宿泊需要を増やしていただきたい。
- 国際都市として発展するためのインフラとして必要。
- MICE施設等の整備により、展示会、学会等が増えることによる人の流入が期待できる。

⑤ 展示会などのMICE誘致による地域経済の活性化やビジネス・イノベーション機会の創出（6件）

- 展示会などで来福する人が増えることで、旅行客、宿泊客の増加につながり大変ありがたい。
- 展示会などの定期的な催しは、地域の宣伝効果や周辺地域の経済活性化などに大きなメリットがある。

⑥ 「博多旧市街プロジェクト」などの歴史・文化資源を活用したエリア観光の推進（22件）

- 福岡は食のイメージが強いが、歴史や文化など見るべきものも様々あるというアピールは集客につながると思う。
- 実際に宿泊客が関連イベントに行って福岡に魅力を感じていた。
- 福岡らしさをおすすめするスポットがないので、良い取り組みだと思う。
- 現存する文化資源をアピールするのは良い。修学旅行の誘致にもつながるし、博多にしかない魅力が増す。
- 歴史・文化は外国人が1番来るポイント。

⑦ 「Fukuoka East&West Coastプロジェクト」などの自然や地域資源を活かしたエリア観光の推進（7件）

- まち全体の景観は本当に大切。
- 今は皆SNSに投稿するので、景観を損なうものを無くすのはよい。

⑧ 修学旅行の誘致・受入支援や九州・都市圏の自治体と連携した市発着の周遊観光の推進（6件）

- 県外から来た修学旅行生を支援することで、福岡の魅力のPRにつながる。
- 体験型ツアー等を強化することで素通りされない街になる。

⑨ ビッグデータを活用した効果的なプロモーションやホームページでの情報発信等による観光客の誘致（8件）

- ビッグデータを活用することにより、多くの旅行者にアピールすることがで、誘致に貢献していると思う。
- 動きがあるプロモーション動画は、分かりやすく、伝達にたけていると思う。
- 情報発信は必要不可欠。福岡の魅力を発信することで観光・ビジネスの機会が増える。

その他の意見（7件）

- ・観光地中心部以外のホテルでは、②～⑨の恩恵を受けにくい。むしろ中心部の一極集中をまねくので不公平感が強い。
- ・①以外の区分は「宿泊税を活用した」と言われても他人事のように思える。もっと事業者に目を向けた活用を期待する。

[参考資料2－2]宿泊事業者アンケートの結果

➤宿泊税を活用した取組みに期待する事（要旨）

(1)九州のゲートウェイ都市機能強化（34件）

【受入環境にかかる施設整備】…11件

- 駅へのロッカーの増設や荷物預かりサービス
- 歩道や道路の整備
- 市内観光地のWi-Fiの拡充
- MICE施設の整備
- ゴミ箱や灰皿の設置 等

【プロモーション】…10件

- InstagramやYouTubeなどのSNSを活用したプロモーション
- 食の魅力発信
- インバウンドのための国外プロモーション
- 周辺自治体と連携したプロモーション
- お客様へ配れる季節に合ったノベルティの製作 等

【観光案内機能】…4件

- 観光案内所・非対面を含む観光案内機能の充実 等

【周遊促進】…4件

- 観光用1日交通機関フリーパスなど観光客がメリットを実感できる取組み
- 博多・天神を起点にした日帰りルート造成によるインバウンド客の分散化 等

【インバウンド誘客】…3件

- インバウンド誘客を図るため高付加価値旅行の推進 等

【修学旅行の誘致】…2件

- 修学旅行の誘致
- バス・観光施設利用時の助成

(2) MICE都市としてのプレゼンス向上（9件）

【インバウンド受入環境整備】…7件

- 外国人からのメール対応をしてくれる機関
- 災害や交通障害等、何かあったときの観光客・外国人対応
- 急病等アクシデントの際の受入環境整備 等

【SDGsへの対応】…2件

- SDGsへの貢献
- 環境にやさしい観光コンテンツの開発・導入等の支援

(3) 地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進（30件）

【宿泊施設への支援】…11件

- バリアフリーや多言語対応など宿泊施設の受入環境整備のための補助
- グループ受入のための浴室増設・リフォーム・客室変更工事等の補助
- ホテル従業員などの能力向上のための外国語研修
- 観光産業の人材確保、育成 等

【観光スポットの整備】…4件

- 体験型施設の創設
- 福岡市近郊の観光整備
- 目玉となる観光資源の創設 等

【観光客のマナー】…4件

- 観光客のマナーアップ
- 歩きタバコの防止
- つばを吐く方が多いのでルールを守るポスターを作る 等

【歴史・文化を活かした観光振興】…4件

- 歴史や景勝地等、魅力ある観光地の開拓や整備
- 歴史・文化資源の保全
- 福岡城の再建 等

【地域資源を活かした観光振興】…3件

- 商店街の新たな賑わい創出や観光資源化
- 都心部のリバーフロントを活かした賑わい創出
- 長浜市場の観光地化

【コンテンツ造成】…2件

- 平日の宿泊を増やすためのイベントの実施 等

【交通混雑への対応】…2件

[参考資料 2－3] 新プログラム（令和5年度～令和7年度）（要旨）

令和5年度以降の取組みの視点
<p>①コロナにより失われた観光・MICE 需要の回復 ②SDGs に資する観光・MICE の推進 ③交流により育まれた魅力ある文化観光の推進 ④ビジネス機会の創出によるビジネス目的地としての魅力向上 ⑤観光産業における観光 DX の推進</p> 

- **コロナからの回復に向けた取組み**
 - ・地域経済のコロナからの回復とさらなる活性化に向けて、国内外へのプロモーションや新たなコンテンツ造成などにより誘客を促進。
 - ・MICEにおいては、比較的回復が早く集客性のある展示会などの MICE 誘致に取り組み、市内経済波及効果を高める。
- **持続可能な観光・MICE への取組み～国際的な観光・MICE 都市を目指して～**
 - ・近年、地域の歴史や伝統文化、自然環境に配慮しながら、観光による地域経済の活性化につなげる持続可能（サステナブル）な観光地域づくりが求められている。
 - ・九州のゲートウェイ都市としての特性やこれまで受け継がれてきた地域資源等を活かした観光・MICE 振興を推進し、世界共通の目標である SDGs や市民生活の質の向上に貢献するとともに、都市のプレゼンス向上を図る。

[参考資料 2－4] 新プログラムにおける取組みの3つの方向性

(1) 九州のゲートウェイ都市機能強化



グローバル都市としてのゲートウェイ機能を高めるため、MICE施設の機能強化のほか、来訪者の利便性向上、回遊の円滑化などによる都市機能の強化に取り組むとともに、福岡市への幅広い誘客と九州周遊観光の促進により九州経済の活性化に貢献する。

【1-1 観光・MICE施設をはじめとする都市機能強化】・・・条例第9条／MICEの振興

- MICE施設などの都市機能の強化
- 観光・MICE施設などにおける利便性向上・おもてなし空間の創出

【1-2 新たな誘客の開拓】・・・条例第8条／観光資源の魅力の増進等

- 多様な国・地域からの誘客促進
- 多様なライフスタイルにあわせた需要開拓

【1-3 市発着の九州周遊観光の推進】・・・条例第8条／観光資源の魅力の増進等

- 九州周遊観光の推進
- 国内観光客へのアプローチ強化

(2) MICE都市としてのプレゼンス向上



福岡市の強みであるMICEにより地域経済の活性化を図るとともに、質の高いMICE誘致や受入環境のさらなる充実、SDGsへの貢献などに取り組むことにより、国際観光・MICE都市としての目的地になることを目指し、都市のプレゼンス向上を図る。

【2-1 MICE誘致強化とビジネス機会の創出】・・・条例第9条／MICEの振興

- 経済の活性化に向けたMICE誘致
- 新たなビジネス機会の創出
- 質の高いMICE誘致

【2-2 MICEにおける受入環境の充実】・・・条例第7条／受入環境の整備

- 大型MICE等に向けた受入環境の充実

【2-3 SDGsへの貢献と都市競争力の向上】・・・条例第7条／受入環境の整備

- 観光・MICEにおけるSDGsの推進
- 多様性に配慮した観光・MICEの推進

(3) 地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進



自然や歴史、伝統文化など、これまで受け継がれてきた地域資源等を観光資源に磨き上げ、デジタル技術等を活用し、観光コンテンツの充実を図るなど、地域の魅力向上や回遊促進に取り組む。

また、観光産業の振興や豊かな市民生活につながるバランスのとれた観光・MICEの取組みにより、来訪者の満足度を高めるだけでなく、市民生活の向上を図る持続可能な観光振興を推進する。

【3-1 地域資源等を活用した観光振興】・・・条例第8条／観光資源の魅力の増進等

- 歴史や伝統文化を活かした観光の推進
- 自然など地域資源を活かした観光振興
- 文化・芸術を活用した観光振興
- 食の魅力発信

【3-2 持続可能な観光産業の形成】・・・条例第6条・第10条／観光産業の振興・持続可能な観光の振興

- 宿泊業をはじめとした観光産業の生産性向上
- 観光振興による地域の活性化

【3-3 観光と市民生活の調和】・・・条例第10条／持続可能な観光の振興

- 観光客と市民生活の調和促進
- 市民・事業者の理解促進

第3宿泊税について

税制度を検討するにあたっては、公平・中立・簡素の観点のほか、納税義務者の負担、特別徴収義務者の事務負担及び地域の特性も考慮しつつ、検討を行う必要がある。

本検討委員会では、観光振興条例に規定する宿泊税について、制度設計時の考え方や宿泊税条例施行後の税収の実績、宿泊税の徴収事務を行う宿泊事業者へのアンケート調査の結果を踏まえ、検討を行った〔参考資料3-1〕。

1 税率（税額）

福岡市では、宿泊税を充当すべき観光振興施策の事業規模を勘案し、一定の税収を確保しつつ、比較的分かりやすくかつ宿泊料金の多寡を税率に反映することができる2段階の税率を採用している。また、その税率は、同じ基礎自治体で先行して宿泊税を導入した京都市、金沢市の税率などを踏まえ、1人1泊につき、宿泊料金が2万円未満は200円、2万円以上は500円となっている（県税50円含む）〔参考資料3-2〕。

宿泊税の課税対象となる宿泊者数と宿泊税収の推移については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少していたものの、令和4年度にかけて回復基調となっている〔参考資料3-3〕。

税率区分については、垂直的公平性の観点から2段階の税率を採用したものであるが、税率区分のそれぞれの割合については、制度設計時に推計したもの（2万円以上の宿泊が1.03%）と同様の結果となっており、垂直的公平性が一定程度確保されているものと考えられる。

また、宿泊税は、宿泊者の負担に加え、徴収事務を担う特別徴収義務者の協力も必要な制度であるが、アンケート調査では、事務負担軽減の観点から、電子納税ができるようにしてほしいなどの意見が寄せられた。

一方、すべての事業者に共通した課題は見られない状況であり、事業者の理解を得ながら宿泊税制度が進捗しているものと考えることができる。

これらの状況を踏まえれば、引き続き、宿泊税を充当すべき観光振興施策の事業規模を勘案し、一定の税収を確保しつつ、垂直的公平性が一定程度確保されている現行の税率を継続することが適当であると考える。

なお、事業規模に見合った税収が見込めるのか、宿泊税制度に徴収事務の問題が生じていないか、特別徴収義務者の新たな事務負担が生じないかなどの要素について、引き続き、情報収集を怠ることなく、多くの関係者の理解を得ながら制度を継続していくことが必要である。

2 免税点

福岡市では、宿泊者は行政サービスを一定程度享受しており、課税の公平性の観点を踏まえると広く負担を求めることが望ましく、また、特別徴収義務者の事務負担等を考慮して、免税点を設けていない。

宿泊者は福岡市の様々な公的な便益を享受しており、その便益は、基本的に宿泊料金の多寡には左右されないものであり、制度施行後においても、福岡市に免税点を設けるべき特段の地域特性がない現状では、免税点は引き続き設けないことが適当であると考える。

3 課税免除

福岡市では、免税点と同様、特別徴収義務者の事務負担等を考慮して課税免除を設けていないが、宿泊事業者へのアンケートでは、「宿泊税制度の施行後「申告書の作成等でフロントや経理スタッフの作業が増えている」という意見があり、特別徴収事務が一定程度負担となっていることが考えられる。

税の公平という観点では、一定の税負担能力がある宿泊者は課税するということが原則であると考えられ、制度施行後においても、新たに課税免除を設ける事由が発生していないことから、特別徴収事務がさらに煩雑となる課税免除は引き続き設けないことが適当であると考える。

4 その他

令和5年4月から長崎市において宿泊税が導入されたほか、複数の都市で宿泊税の導入の検討が行われている旨が報道されているところであり、宿泊税は全国的にも広がりを見せている。

福岡市における宿泊税の反応は、宿泊事業者へのアンケート調査の結果によると、「改めて説明することは少ない」と「説明を行えば、概ね理解してもらえることが多い」が9割となっており、納税義務者となる宿泊客についても福岡市の宿泊税が定着していると考えられる。

一方、令和4年以降の国の水際対策の見直し等により外国人入国者数が増加しており、「インバウンドゲストの宿泊税認知度が低い」ことについての意見が数件寄せられているため、外国人入国者に対する宿泊税の周知について取り組んでいく必要がある。

福岡市においては、制度施行開始から電子申告や申告特例制度のほか、宿泊税の円滑な賦課徴収のための広報周知に取り組んでおり、さらに、電子申告等の一定の要件により0.5%を上乗せした最大3.5%を交付する宿泊税報償金制度を設けるなど、特別徴収義務者の事務負担軽減に向けた取組みを進めてきたところである。

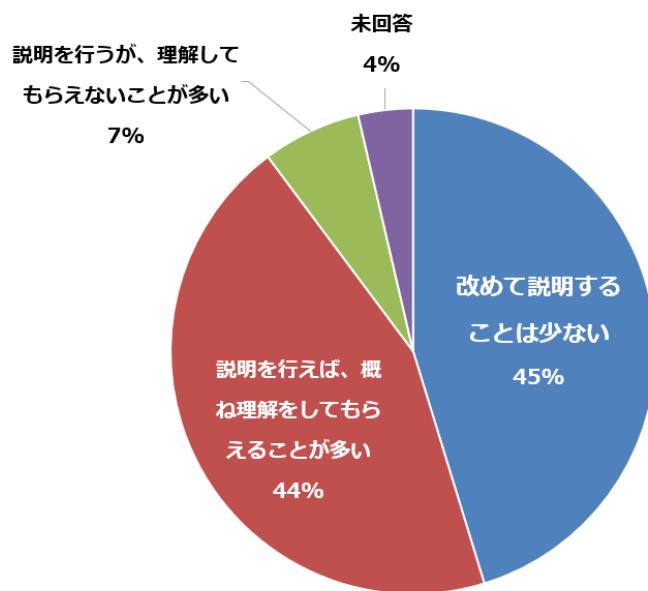
一方、宿泊事業者へのアンケート調査において、納入申告書の作成や市への宿泊税の払込み手続きなどの事務負担について、現状においても意見が寄せられているところであり、今後、宿泊税の払込みについて電子納税に対応するなど、引き続き、特別徴収義務者の負担軽減に向けた取組みを進めていく必要がある〔参考資料3-4〕。

■委員からの主な意見 ※第1回検討委員会まで

- ・宿泊税は、その地域において観光客が消費する能力、税負担能力の基礎があると考えて課税されるものであり、宿泊料金の大きさには左右されるものではなく、免税点も必要ないというのが基本である。
- ・一方で、別の基準として大きな経済能力のある人には、より大きな負担を求めるという考え方を採用し、税率区分を設けている自治体もある。原則は原則として、地域の特性に応じて、現実的な観点を税制度に反映させることは有り得る。
- ・修学旅行生についても、一定の税負担能力がある以上は、原則として課税するのが、税の公平という点で本来のあるべき姿である。
- ・免税点を設けるかどうかの議論に関して、他都市のアンケート調査結果でも事務手続きが煩雑であるという意見が出ている。
- ・修学旅行生を課税免除にするのではなく、宿泊税を徴収し、別の形で補助するというパターンが一番良いのではないか。
- ・宿泊税制度を導入してまだ3年なので、もう少し様子を見ていく必要がある。宿泊事業者の声を聞くことは非常に重要であり、意見を吸い上げていくことが必要である。

[参考資料3－1]宿泊事業者アンケートの結果

➤宿泊税に対する宿泊客の反応



➤ 徴収事務について苦労していること

(1) 宿泊税徴収に対する宿泊客とのトラブル（32件）

- インバウンドゲストの認知度が低く、理解してもらうのに苦労している。
- 海外客のほとんどは宿泊代金が事前決済のため、現地で宿泊税を徴収する際に再度説明がいる。
- 直接徴収できない場合に、後日、宿泊客に連絡して徴収する等の手間がかかることがある。

(2) 宿泊税納入申告書の作成（41件）

- 申告書の作成等でフロントや経理スタッフの作業が増えている。
- 毎日の宿泊者数とその内訳を記録し、申告し、払込みするのは負担となっている。
- 複数ホテルの申告を一元化してほしい。

(3) 市への宿泊税の払い込み手続き（27件）

- 電子納税ができるようにしてほしい。
- 支払い方法が銀行振込みしかないため、他の税金のようにクレジットやコンビニ納付ができるようにしてほしい。
- ネット振込み、キャッシュレス決済に対応してほしい。

(4) その他（19件）

- 多忙時、宿泊税の説明を行う場合に宿泊客を待たせてしまう。
- 宿泊税を徴収するにあたり、券売機を購入したため出費が増えた。
- チェックインの際に宿泊税を支払うことでスムーズなチェックインが困難になっている。

(5) 特になし（54件）

➤ その他、宿泊税についての意見（自由記述）

意見なし：97件（70.8%）

意見あり：40件（29.2%）

【意見（要旨）】

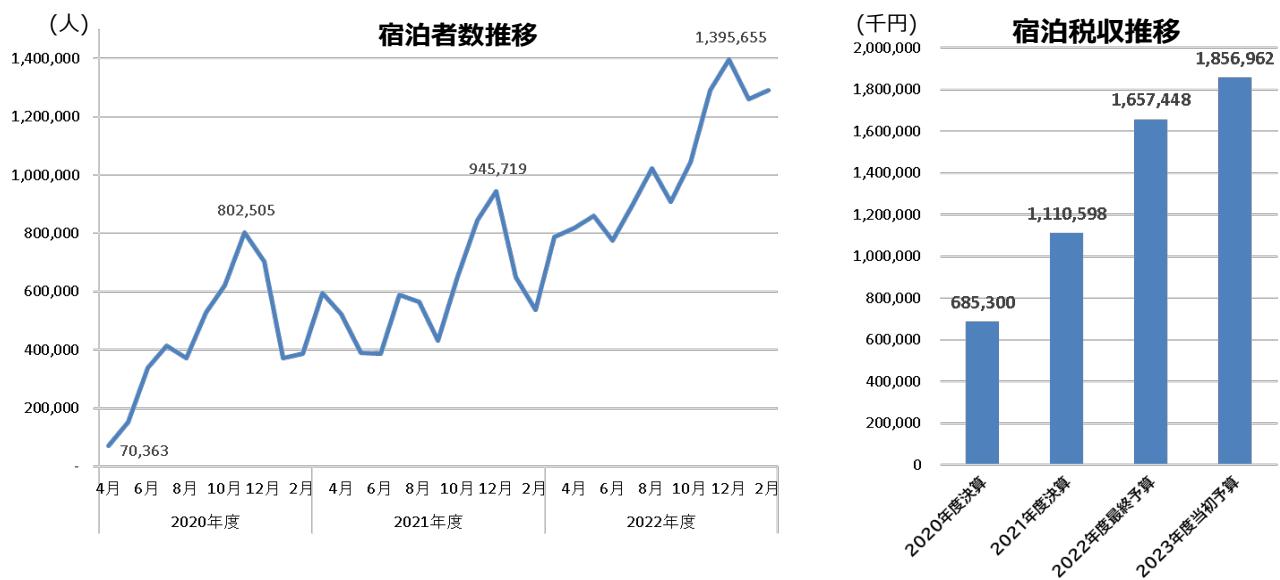
- ①事務負担について（12件）
 - 電子納税・口座振替に対応してほしい。
 - クレジットカード等で宿泊税を徴収する場合の手数料が負担となっている。
 - 宿泊税申告を簡素化してほしい。
- ②使途について（11件）
 - 報償金を上げてほしい。
 - 宿泊施設に還元してほしい。
 - 宿泊税が役立っている実感がない。
- ③広報について（6件）
 - 宿泊税の周知広報をお願いしたい。
- ④税率について（3件）
 - 税率を引下げてほしい。
- ⑤税制度について（3件）
 - 宿泊税をなくしてほしい。
- ⑥その他（7件）

[参考資料3-2] 導入市における税率の状況

		京都市	長崎市	金沢市	福岡市	北九州市	
税率	50,000円以上	1,000円	500円	500円	500円	200円	
	20,000円以上	500円					
	10,000円以上	200円	200円	200円	200円		
	10,000円未満		100円				

※福岡市・北九州市は県税50円を含む。

[参考資料3-3] 宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税収の推移



[参考資料3-4] 福岡市における広報周知



(地下鉄福岡空港駅の壁面広告)



(市内宿泊施設へ配布している三つ折りリーフレット)

第4 おわりに

本検討委員会における基本的な役割は、「福岡市観光振興条例」の施行状況の検討を行うことである。検討にあたっては、特別徴収義務者である宿泊事業者の意見もうかがいながら、条例に基づき実施されたこれまでの観光施策や今後取り組むべき観光施策、また、その財源となる宿泊税について議論を行った。

福岡市ではこれまで、条例及び「観光・MICE 推進プログラム」に基づいた観光施策に取り組んでおり、その施策については、一定の成果があったものと考えられる。

また、条例に定める基本理念を踏まえた観光振興を推進するために、今後も取り組むべき観光施策があることが確認された。これらの施策の実施にあたっては、長期的かつ安定的な財源の確保は極めて重要であり、宿泊税は引き続き、福岡市の観光・MICE を推進するにあたり、必要な財源であると言える。

宿泊税を徴収するにあたっては、納税者である宿泊客に納得して支払っていただくことが重要である。今回、宿泊事業者を対象としたアンケート調査では、宿泊税について「改めて説明することは少ない」と「説明を行えば、概ね理解してもらえることが多い」と答えた事業者が9割となっており、導入から3年が経過し、宿泊税が定着していると考えられる。

引き続き、使途の透明性の観点から、宿泊税がどのような事業に充当され、どのような成果があったかなどについて、宿泊客や宿泊事業者に対して説明を行う宿泊事業者等に対し、わかりやすく説明をするとともに、その周知を図ることが肝要である。

したがって、福岡市におかれでは、今後も「観光・MICE 推進プログラム」に基づき、本検討委員会で出た意見や宿泊事業者の意見等を踏まえながら、観光施策に取り組むとともに、その使途について積極的な発信に努めていただきたい。

最後に、報告書の作成のため、アンケートにご協力いただいた宿泊事業者の皆様方に、厚くお礼を申し上げる。

令和5年8月
福岡市観光振興条例の施行状況に関する検討委員会 一同

参考1 福岡市観光振興条例の施行状況に関する検討委員会 委員名簿

委 員 名	職 名	備考
進藤 一都	福岡観光コンベンションビューロー 専務理事	
田中 治	大阪府立大学 名誉教授	副委員長
豊福 辰也	福岡市ホテル旅館協会 会長	
山下 真輝	株式会社 JTB 総合研究所 主席研究員	委員長

参考2 福岡市観光振興条例の施行状況に関する検討委員会 設置要綱

(設置)

第1条 福岡市観光振興条例（平成30年福岡市条例第55号。以下「条例」という。）の施行状況等について検討を行うため、福岡市観光振興条例の施行状況に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の目的)

第2条 委員会は、条例の施行状況等について検討するにあたり、委員から意見を収集する。

(構成)

第3条 委員会は、委員4人で構成する。

2 委員会の委員は、観光振興又は税財制度について学識を有する者等から、市長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出するものとする。

2 委員長は、委員会を主宰し、委員会の議事進行に必要な事項を定める。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、これを代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は事務局が招集する。

2 委員会では、必要があると認めるときは、学識を有する者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則公開とする。ただし、会議の内容が、福岡市情報公開条例第7条各号に掲げる情報（非公開情報）に関するものであるとき、又は、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、この限りではない。

2 会議の傍聴に係る手続きその他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(守秘義務)

第7条 委員会を非公開で行う場合は、委員及びその他委員会に出席した者は、委員会において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(経費の支弁)

第8条 市は、委員会の委員に対し、会議の出席に対して報償費及び交通費を支弁するものとする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、経済観光文化局観光コンベンション部観光産業課及び財政局税務部税制課に置く。

(規定外事項)

第10条 この要綱に定めのない事項で、委員会の運営に関する事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月9日から施行する。

参考3 福岡市観光振興条例（平成30年福岡市条例第55号）

(目的)

第1条 この条例は、観光振興に関し、基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、観光振興に必要な事項を定めることにより、観光振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって本市経済の健全な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 観光振興に当たっては、本市が有史以前から大陸との交流窓口並びに外交及び貿易の拠点として世界とつながっており、独自の文化及び個性を育んできた国際交流都市であることを認識しなければならない。

- 2 観光振興は、余暇活動（余暇を利用して、学習、教育、娯楽、保養等の目的で活動することをいう。）、事業活動、会議、研修、運動競技等様々な目的を有する旅行者の来訪及び交流を促進するものであることを認識しなければならない。
- 3 観光振興に当たっては、それが様々な産業に幅広く波及効果をもたらすものであり、本市経済の活性化に寄与し、あわせて市民が利益を享受するものであることを認識しなければならない。
- 4 観光振興に当たっては、集客交流が新しい事業機会の創出、イノベーションの創出（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第5項に規定するものをいう。）、本市の知名度の向上、地域経済の活性化等新たな価値を生み出すものであることを認識しなければならない。
- 5 観光振興に当たっては、市民が誇りと愛着を持つことができる地域社会の発展を通して観光振興を推進することが、豊かな市民生活の実現のために重要であることを認識しなければならない。
- 6 観光振興に当たっては、法令等を遵守した公正な競争の下における観光振興が重要であることを認識しなければならない。
- 7 観光振興は、九州の玄関口としての福岡市の役割を認識し、九州内の地方公共団体との連携を図ることを旨として、行われなければならない。
- 8 観光振興は、旅行者が安心して、安全かつ快適に過ごすことができるようすることを旨として、行われなければならない。この場合においては、市民生活との調和に配慮するものとする。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、観光振興に関する施策を実施するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、観光振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、観光振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(観光産業の振興)

第6条 市長は、観光に関する産業の生産性の向上及び観光振興に寄与する人材の育成に必要な施策の実施その他の観光に関する産業の振興に必要な施策を講ずるものとする。

(受入環境の整備)

第7条 市長は、国内外からの旅行者が安心して、安全かつ快適に過ごすことができるよう、観光を取り巻く情勢の変化に対応した受入環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(観光資源の魅力の増進等)

第8条 市長は、国内外からの旅行者の来訪の促進を図るため、地域の食、歴史、文化、自然その他の観光資源の魅力の増進及び新たな観光資源の発見、国内外に向けた魅力の発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

(MICEの振興)

第9条 市長は、MICE（国際会議その他の多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントをいう。以下同じ。）の受入環境の整備、誘致体制の強化その他のMICEの振興に必要な施策を講ずるものとする。

(持続可能な観光の振興)

第10条 市長は、宿泊施設に関する法令の適切な運用の確保、良質な宿泊施設に係る情報の提供その他の市民生活との調和に配慮した持続可能な観光振興に必要な施策を講ずるものとする。

(財源の確保)

第11条 市長は、この条例に基づく施策に要する費用に充てるため、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課する。

2 前項に規定するもののほか、宿泊税については、別に条例で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(令和元年規則第48号により令和2年4月1日から施行)

(検討)

2 市長は、この条例の施行後3年を経過した場合において、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとし、その後においても、5年ごとに同様の検討を行うものとする。

(令和元年条例28・全改)

附 則（令和元年11月19日条例第28号）抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(令和元年規則第46号により令和2年4月1日から施行)